

小学生の頃にサラリーマンである父親の仕事の関係で関西から横浜に転居してきた。以来、ずっと横浜で暮らしている。現在は、郊外区で、戸建ての家を二世代住宅に改修して、妻と次女家族と同居している。

現在の場所に家を建てて30年になる。

この間、公共交通網が整備され、街も大きく様変わりした。今でこそ、古くからの地主さんや農家と我々新住民とは協力し合う関係にあるが、当初は、自治会の会議などでも、生活スタイルや価値観の違いに驚いたり、意見が合わないこともあった。今では懐かしい思い出だ。

自分は大手企業でサラリーマンとして働いていたが、兄弟が難病にかかったことがきっかけで、福祉や介護の仕事に関心を持ち始めた。結局彼は40歳を待たずに早世してしまったが、体の自由が効かなくなるなかで、どうしたら最後までその人らしく生きられるか、そのための福祉とは何か、ということがずっと気になっていた。55歳の時に思い切って会社の早期退職制度を利用して退職。大学に編入して福祉のことを学び、卒業後障害者、高齢者の在宅サービス事

横浜市の市民像

さんの場合 70代・男性

サラリーマンを早期退職して第2の仕事地域を起こすIさん

業、相談事業を行うNPOを立ち上げた。大学で障害のある人の生活の現実、福祉の現実を垣間見て、これは、自分たちが必要と思うサービス、いいサービスを創っていく必要があると痛感したからだ。

10年ほどNPOとして在宅サービス事業をしていくなかで、単にホームヘルプなどのサービスを提供するだけではなく、もっと当事者の人たちが主体的に活動できる場や機会が必要だと感じるようになってきた。また、最近では、知的障害や精神障害のある人たちが施設や病院から地域へ戻るときの住まいの相談も多い。こうした想いを、地元の地主さんに伝えると、空き家となっている戸建てを改修してグループホームとして使ってみないか、という提案をもらった。本場にありがたいと思う。どんな場にしていったらいいか、知恵をしばっているところだ。

大手企業を退職した市民で地域活動を行っている人は多いが、早期退職し、介護保険事業所を始めることは、そう簡単にはできないのではない。私生活において体験したことを基軸に、現役時代から志をもち、準備を重ねてきた賜物といえるだろう。Iさんも、暮らしやすさを自らつく「暮らし満足家族型」である。

定年後に希望する生き方

定年後に希望する生き方に関する全国ベースの調査では、定年後の生き方として「社会に役立ちたい」「社会への恩返し」という項目がいずれも高い回答割合となっている。他方、本市における中高年・高齢者を対象とした調査においても、現在地域活動を行っている人の動機の第一位は、「自分の住んでいる地域の役に立つ活動をしたい」である。こうした意識は男性により顕著に見られる点も概ね共通している。

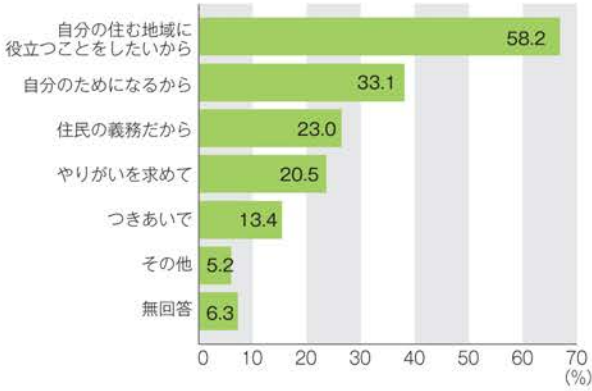
シニア起業家の特性

毎年の新規開業者の開業時の年齢を経年変化で見ると、2000年頃を境に50歳代以上の割合がおよそ1/4を占めるようになる。2012年8月で新規開業1年に満たない事業所782社の開業者の開業年齢を見ると、55歳以上のシニア層は10%強となっている。開業時の開業者の年齢別に開業動機をみると、シニア層の場合、他の年齢層に比べ、「社会の役に立つ仕事があった」「年齢や性別に関係なく仕事があった」などの項目が多い。また、シニア層の場合、長いこれまでの経験を活かした開業が多い反面、未経験分野での開業割合が最も高くなっている点の特徴的である。

解説

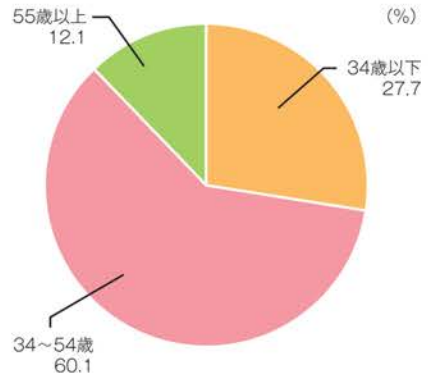


地域活動・社会活動を始めた理由



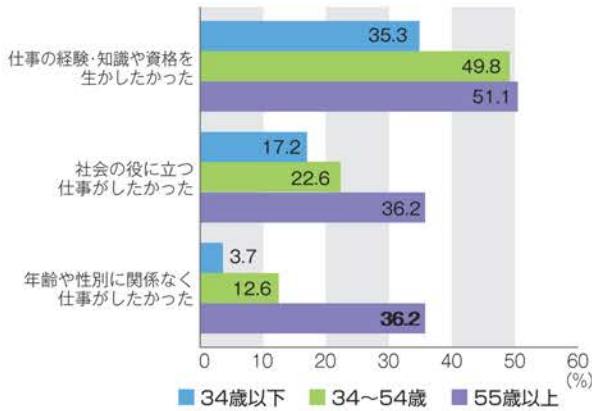
資料：平成18年度高齢者の生きがいづくりに関する調査(健康福祉局)

シニア起業家の開業時の年齢



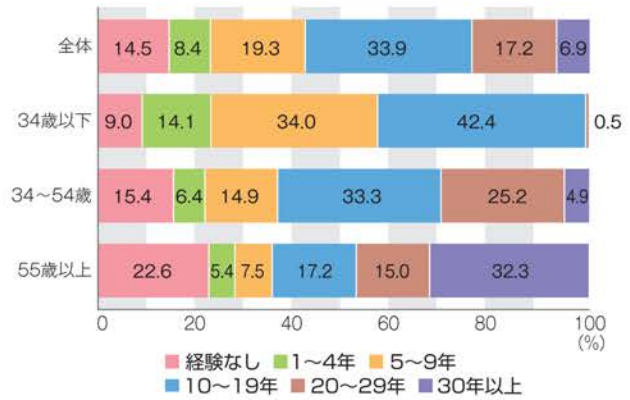
※この調査における「シニア起業家」とは、開業時の年齢が55歳以上の者をさす
資料：「2012年度新規開業実態調査」(日本政策金融公庫総合研究所)

シニア起業家の開業動機



資料：「2012年度新規開業実態調査」(日本政策金融公庫総合研究所)

シニア起業家の現事業に関する仕事の経験



資料：「2012年度新規開業実態調査」(日本政策金融公庫総合研究所)

1さんの暮らしやすさの方向性

地域社会の新たな可能性を拓く

人生経験の中で培った地域のネットワークを生かして第二の人生フル回転の1さんである。介護を要する高齢者や障害者にとって、ケアサービスと住まいとが提供されることは、「暮らしやすさ」の基本である。生活困難孤立型の人にとっては、1さんのような事業者にてあえると、社会とつながり、孤立型からの脱却が可能となるかもしれない。こうしたシニアの起業家が、定年退職した団塊の世代か

ら続々と生まれると、地域の新しい牽引力となり、地域自体が活性化し新たな価値が生まれる。また、20代のAさんのような若者が一緒になって暮らしやすい地域づくりに励み、新たな地域の就労を生み出すことができれば、地域社会の新しい可能性が開けることになる。横浜市を訪れる少子・高齢・人口減少社会は、市民の相互扶助により明るく乗り越えられる可能性がある。



区役所に生活保護の相談に来た母子家庭の親子の生活歴は、以下のとおりであった。

他県で親子4人と夫の母の計5人で生活していた。夫は契約社員で仕事が少ない時や仕事がない時が多く、暮らし向きがいつも大変だった。夫の母が子供たちの面倒を見てくれていたのでパートに出て働いていた。夫は酒を飲むと家族に当たり散らし、乱暴をふるうようになって、子どもたちもおびえて家の中では休まる時がなかった。結局、子どもを連れて家を出たが、親や兄弟にそれまでにもお金を借りていたので頼れず、知り合いのいない横浜市内に引越してきた、ということである。

民間のアパートを借りて暮らしていたが、家賃や生活費がままならず、同じアパートに住む人に聞いて、区役所に駆け込み、区役所の女性相談員が相談にのり、一時シエルターで心身を休めてこれからの生活について少し考えることとなった。シエルターを出た後、生活保護を受給することになり、アパートを探してもらい現在のところ

に転居してきた。親子3人で何とか生活ができるこ

横浜市の市民像

30代・女性

さんの場合

相談にのっている区役所のケースワーカーの話から

うつ状態の母と子の家庭

とになって心底ほっとしたが、子育てと家事がこなせるほど体調が良いわけではない。

子どもは男の子2人で、小学2年生と5歳で手がかかる。それまで夫の母が子供の面倒や家事・炊事を全部やってくれていたのだから、一人になって何もかもうまくいかなくなっている。母親は、近所にも知り合いはいないし頼れる友人もない状況だ。子供の世話もする気力がわかず、お金がある間は外食したり弁当を買ってきているが、お金が無くなると何も食べるものがない、という日もあるようだ。子どもたちは朝、母親が寝ているのでそのまま一緒に起きなくなり、学校や保育所に行かなくなってきた。母親は、人が訪れてくるのも嫌でドアを開けず家にももっていることが多く、時にスーパーに行くが出かけるのは暗くなつてからが多い。母親の精神状態の改善と子どもの生活リズムの回復など、生活全般の支援が必要な状況である。

生活困難孤立型の市民像である。「どちらかといえば暮らしにくい」「暮らしにくい」が6割を超える。全体の割合の中では3%と少ないが、年齢別にみると40代、50代後半で若干平均を上回り、前期高齢者では3割弱と多い。また一人暮らしが3割弱と多い。

複数の生活課題を抱える生活困難な人々

生活の心配ごとは、「子どもの保育や教育」を除いて二人暮らしが多いためすべての項目で平均を大きく上回っている。最も高い割合は、「収入のこと」で65%に上る。ついで「自分や家族の健康状態や病気」55%、「住宅のこと」39%、「仕事や職場のこと」35%「家族とのかかわり、親戚との関係」が30%である。経済的に困ったときの援助を公的機関にも訴えない。自ら援助を求めない人々である。自分の居場所があると答えた人は1割に満たず「努力しても報われない社会」と感じている人が55%に上る。

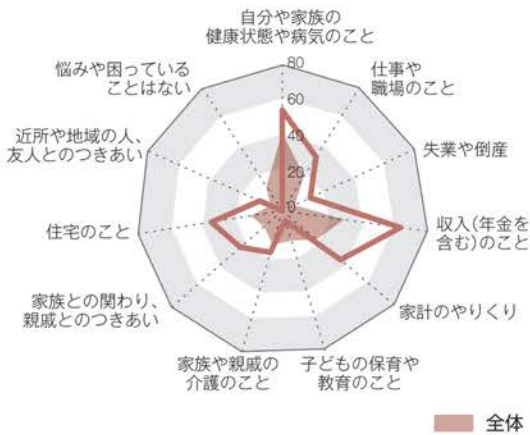
母子世帯の困難な状況

母子家庭、とくにDVのからだんだ離婚は、その後の生活の再建が困難になる場合が多い。転居による住まいの喪失、仕事の喪失、家族関係の支援が受けにくくなること、さらには、母親の精神的な不調が伴うと子育てそのものも困難となる。また、母子世帯の持ち家率は、3割を下回り、横浜市ひとり親家庭アンケート調査(平成20年度)では、年収は100万未満が8%、「100万～200万円未満」24%、「200万～300万未満」26%で、正規職員は4割程度であり、厳しい状況である。

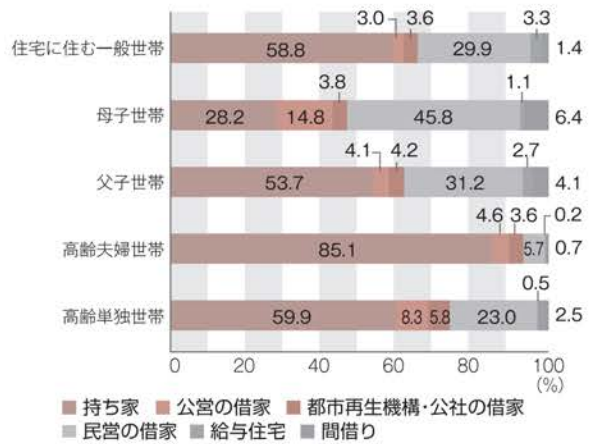
解説



「生活困難孤立型」の悩みや困り事

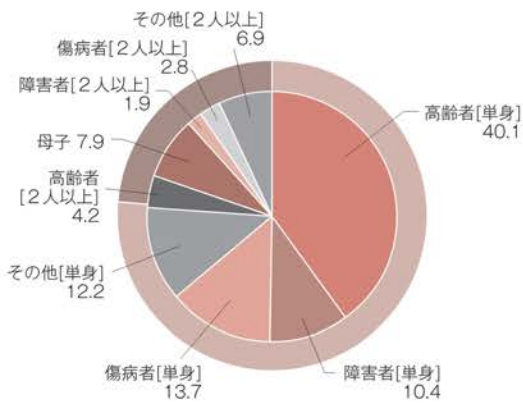


住宅の所有関係別世帯数の割合



資料：平成22年国勢調査

世帯類型別被保護世帯の割合[2012年12月末現在]



資料：健康福祉局

寄り添い型学習等支援事業

- 対象者** 生活保護世帯及び経済困難状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生及びその保護者
- 支援内容** 将来の選択の幅を広げることを目的とした学習支援・生活支援
対象者とその保護者への相談支援
- 運営主体** 社会福祉法人、NPO法人、学校法人、独立行政法人等の法人に委託
- 施設** 常設の居場所を設置し生活支援・学習支援を実施、又は公共施設等を活用し学習支援のみを実施
- 頻度** 「生活・学習支援を実施する場合」年間240日、一日5時間 「学習支援のみを実施する場合」週2回
- スタッフ** 責任者1名のほか、利用人数に応じて必要な支援スタッフ等を配置

Jさんの暮らしやすさの方向性

生活困難な人々への伴走支援の必要

母子家庭の生活支援は、現金給付のみではすまない。例えば、母親がうつ状態の場合、保育所への送迎、家の中の片づけ、食事の用意、学習支援など、生活全体を個別的な状況に即して行う必要がある。生活の困難を抱えた人々は、自尊心が低く、複合的な課題を抱えているケースが多い。支援のあり方として、まず、生活に寄り添い、心理的・精神的な支えとなり、具体的な行動を共にして、外部

の環境へつなげるという「伴走支援」が必要なのである。横浜市は、こども青少年局が中心となり、困難を抱える子どもや青少年に対して居場所づくりを行い、学習支援など将来の自立へ向けた取り組みを進める「寄り添い型支援事業」を行ってきた。さらに25年度からは、健康福祉局所管の被保護世帯に対する学習支援事業と統合し、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを加速させる。

